

広島県告示第八百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十年十月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗根神辺線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神辺町大字川南字一ノ丁一七六番九地先から 福山市神辺町大字川南字一ノ丁一八二番五地先まで	五・〇〇〇 九・四〇〇	三・七〇〇 七・五〇〇		一一四・三〇〇	
	二二四・三〇〇				拡幅